

「福島県内の学校の校舎・校庭等の利用判断における暫定的考え方」

(福島県教育委員会通知の概要)

文部科学省は、福島第一原発事故による校庭・園庭での放射線量の基準値を毎時3.8マイクロシーベルトとし、基準を上回った学校の屋外活動を制限する通知を福島県教育委員会に通知しました。伊達市教育委員会には、福島県教育委員会から「福島県内の学校の校舎・校庭等の利用判断における暫定的考え方」の通知がありました。

県の通知によれば、4月14日に行ったモニタリング再調査の結果、基準値を上回った学校等は活動を制限し、基準値未満の学校は活動を制限しないことになりましたが、生活上の留意事項と継続的なモニタリングは実施されます。

伊達市内では4月5日から7日まで全ての学校、幼稚園でモニタリング調査が行われ、3.7マイクロシーベルト以上となった小国小学校と富成小学校でモニタリング再調査が行われ、両校とも基準値を上回ったため、校庭及び屋外活動を制限することになりました。福島県教育委員会が示した屋外活動の制限と留意事項は下記のとおりです。その他の学校は制限がありませんが、児童生徒の健康の保持上、有効な留意事項と考えられることから、同様に取り組むことになりました。

○屋外活動の制限

校舎は利用して差し支えないが、校庭での活動を1日あたり1時間程度にするなど、学校内外での屋外活動をなるべく制限すること。

○留意事項

- ・校庭等の屋外での活動後には、手や顔を洗い、うがいをする。
- ・土や砂を口に入れないように注意する(砂場の利用を控えるなど注意が必要)。
- ・土や砂が口に入った場合には、よくうがいをする。
- ・登校時、帰宅時に靴の泥をできるだけ落とす。
- ・土ぼこりや砂ぼこりが多いときには窓を閉める。